



氏名 わたなべ あきら
渡部 晃

事務所：渡部晃法律事務所

住所：東京都千代田区永田町 2-9-8 パレ・ロイヤル永田町 306

電話：03-3503-2355

FAX：03-3503-2357

主な経歴	主な取扱い分野
昭和52年3月 東京大学法学部卒業 昭和54年4月 第一東京弁護士会登録 昭和60年4月～昭和61年3月 第一東京弁護士会常議員 昭和61年4月～平成4年3月 日本弁護士連合会調査室嘱託 平成4年10月～平成5年6月 通商産業省 継続的役務取引適性化研究会委員 平成6年9月～平成20年3月 東京簡易裁判所民事調停委員 平成7年9月～現在 第一東京弁護士会仲裁人候補者（現任） 平成9年8月～平成10年3月 財団法人産業研究所 競争政策研究会委員長 平成9年9月～平成10年6月 通商産業省 企業法制研究会委員 平成11年4月～平成15年3月 学習院大学法学部特別客員教授 平成12年4月～平成17年3月 第一東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員長 平成13年4月～現在 日本弁護士連合会ADRセンター委員（現任） 平成14年10月～現在 日本商事仲裁協会調停人（現任） 平成15年4月～平成19年9月 成蹊大学法学部客員教授 平成15年11月～平成17年11月 日本仲裁人協会理事 平成16年4月～平成25年3月 学習院大学法科大学院教授（商法・企業法務） 平成17年11月～平成23年3月 社団法人日本仲裁人協会評議員 平成19年4月～平成21年3月	会社法、独占禁止法、倒産法 【主な著書】 「公序良俗入門」社団法人商事法務研究会（平成12年6月8日） 「独占禁止法違反行為の私法上の効力」別冊NBLNo.83「経済現象と法」（平成15年8月8日） 「動産売買先取特権に基づく物上代位権の行使と目的債権の譲渡（上）（下）最三小判平17. 2. 22を契機として」旬刊金融法務事情1745号20頁（平成17年7月25日）、1746号117頁（平成17年8月5日） 「集合動産譲渡担保契約の目的動産についての債務者（譲渡担保設定者）の処分行為と相手方（目的動産の譲受人）の承継取得の可否（上）（下）」旬刊金融法務事情1794号30頁（平成19年2月15日）、1795号54頁（平成19年2月25日） 「動産売買先取特権に基づく物上代位権の行使と目的債権の譲渡」新・裁判実務体系29・銀行関係訴訟法267頁 青林書院（平成19年5月15日） 「旧長銀「違法配当」事件最高裁判決・最高裁決定をめぐって（上）（中）（下）一最二小判平20. 7. 18刑事事件判決と最二小決平20. 7. 18民事事件決定一」旬刊金融法務事情1857号20頁（平成21年2月5日）、1858号24頁（平成21年2月15日）、1859号40頁（平成21年2月25日） 「留置権の成立要件」新担保執行法講座〈第4巻〉〔動産担保・債権担保等、法

<p>法務省ADR法認証審査参与員(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律10条)</p> <p>平成20年6月～平成26年5月 日本弁護士連合会ADRセンター委員長</p> <p>平成21年8月～平成24年3月 総務省「地デジADR」(受信障害対策紛争処理事業)紛争処理運営委員会委員・調停員</p> <p>平成22年3月～平成25年3月 厚労省医療裁判外紛争解決(ADR)機関連絡調整会議構成員</p> <p>平成22年9月～現在 日本ADR協会理事(現任)</p> <p>平成22年10月～現在 東京三弁護士会金融ADR仲裁人(あっせん人)候補者(金融機関側)(現任)</p> <p>平成23年3月～平成26年1月 日本仲裁人協会常務理事</p> <p>平成23年7月～現在 仲裁ADR法学会理事(現任)</p> <p>平成23年8月～現在 文科省原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員</p> <p>平成23年9月～現在 原発ADR研究会(仲介委員研究会)代表(現任)</p> <p>平成25年1月～平成26年3月 法務省ADR法に関する検討会委員</p> <p>平成25年9月～現在 東京大学先端科学技術研究センター特任教授(現任)</p> <p>平成25年11月～現在 日本商事仲裁協会 仲裁人 (現任)</p> <p>平成26年1月～現在 公益社団法人日本仲裁人協会 理事(現任)</p> <p>平成26年11月～現在 東京都建築紛争調停委員会 会長 (現任)</p> <p>[所属学会] 日本私法学会 仲裁ADR法学会</p>	<p>定担保権]247頁 民事法研究会(平成21年4月26日)</p> <p>「弁護士会と隣接士業との協調関係の現状—いわゆる『日弁連ガイドライン』をめぐって」自由と正義2009年11月号22頁(共著)</p> <p>「紛争解決手段としてのADR」(共著)日弁連ADRセンター双書 弘文堂(平成22年1月31日)</p> <p>「旧日債銀『粉飾決算』事件最高裁刑事判決をめぐって(上)(中)(下)最判平成21年12月7日—」旬刊商事法務1894号4頁(平成22年3月25日)1895号13頁(平成22年4月5日)1896号48頁(平成22年4月15日)</p> <p>「金融ADR制度への対応—日弁連ADRセンター—」旬刊金融法務事情1926号56頁(平成23年7月25日)</p> <p>「医療紛争解決とADR」(共著)日弁連ADRセンター双書4 弘文堂(平成23年9月17日)</p> <p>「金融ADRの法理と実務」(共著)金融財政事情研究会(平成24年3月30日)</p> <p>「金融紛争解決とADR」(共著)日弁連ADRセンター双書6 弘文堂(平成25年3月25日)</p> <p>「手形の商事留置権と再生手続の開始」企業法・金融法の新潮流491頁商事法務(平成25年1月31日)</p> <p>「金融ADR制度の概要と今後の展望」(共著)自由と正義2013年5月号9頁</p> <p>「弁護士会における金融ADRの現状と今後」(共著)自由と正義2013年5月号30頁</p> <p>「『東京電力』をどのように再生させるか」事業再生と債権管理143号164頁(平成26年1月5日)</p> <p>「集合動産譲渡担保契約の目的動産についての債務者(設定者)の処分行為と再生手続の開始」民法の未来27頁(野村豊弘先生古希記念論文集)商事法務(平成26年4月20日)</p>
--	--

金 融 機 関 側 ・ 顧 客 側 の 別

金融機関側 ・ 顧客側

仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ

あらゆる紛争について、その事案にあわせて、両当事者が納得する迅速な解決に努めたいとおもいます。